

横浜市におけるアスベスト対策について

1 令和元年度（平成31年度）に実施したアスベスト対策

(1) 市民からの相談への対応状況

コールセンター及び各区代表電話への問い合わせ件数
79件（H31.4～R2.3）

(2) アスベスト専門外来での対応状況

（3 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の参加者数は含みません。）

市大附属病院： 0名（H31.4～R2.3）

<参考>

この他、市内の専門外来では以下の方が受診されています。

横浜労災病院： 270名（H31.4～R2.3）

神奈川県立循環器呼吸器病センター：54名（H31.4～R2.3）

(3) 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施状況

平成19年度から平成26年度まで、環境省の委託による「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」を実施しました。

平成27年度からは、将来的な石綿検診（仮称）実施を見据えた「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」を実施しています。

- ・ 最終的な調査結果は環境省ホームページにて公表されます。
- ・ 「広報よこはま」令和元年7月号への掲載や新聞折込チラシ等で市民に周知を図りました。
- ・ 調査委託期間が5年間にて、令和元年度（平成31年度）をもって終了となります。

(4) 公共施設の対策状況

ア 吹付けアスベスト等について

アスベスト含有吹付け材が使用されている施設は、18施設残っています。このうち「囲い込み状態にある施設」、「当面对策を要しない施設」については、浮遊量測定を実施するなど、適切に維持管理を行いました。なお、施設改修時に合わせて対策を実施することとしております。（実態調査後に、改修工事等によりアスベストの使用が判明した施設も同様）

アスベスト含有吹付け材残存施設

令和2年4月1日現在

吹付け材残存施設	18
飛散防止対策（封じ込め、囲い込み）済み施設	6
囲い込み状態にある施設	7
当面对策を要しない施設	3
閉鎖し使用しない施設	2

イ アスベスト含有保温材等について

総務省からの地方自治体所有施設のアスベスト含有保温材等の使用状況調査の要請（平成28年5月13日）をはじめ、各省庁からの要請を受け、平成28年度から本市所有施設におけるアスベスト含有保温材等の使用状況について目視等により調査し、劣化、損傷のみられる保温材等には適切な処置を施しています。また、目視で確認できない煙突についても、調査を実施しています。

次表は、本市所有施設におけるアスベスト含有保温材等および煙突用断熱材の調査結果（学校施設を除く）です。

アスベスト含有保温材等の調査結果（学校施設を除く）

令和2年4月1日現在

全施設数	1928
使用がない施設	402
ばく露のおそれがない施設	1526
対策未了施設	0

アスベスト含有煙突用断熱材の調査結果（学校施設を除く）

令和2年4月1日現在

使用している又は使用が確認できなかった煙突	152
ばく露のおそれなし	152
ばく露のおそれあり	0

なお、学校施設については、文部科学省の通知に基づき対応しています。

(5) 民間施設の調査、対策

ア 国土交通省関連の対応

国土交通省の調査に基づき、本市が所管する民間施設の吹付けアスベスト等の使用実態調査をしています。建物所有者等に対し、含有調査を行い適切な措置を施すよう指導しています。

イ 厚生労働省関連の対応

厚生労働省の調査に基づき、本市が所管する民間施設のアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査及び、アスベスト含有保温材等の使用実態調査をしています。建物所有者等に対し、含有調査を行い適切な措置等を施すよう指導しています。

(6) 市民・民間事業者への支援

ア 中小企業融資制度

中小企業がアスベスト対策を行う場合に融資（限度額 2 億円）する制度ですが、令和元年度（平成 31 年度）は申請がありませんでした。

イ 民間建築物吹付けアスベスト対策事業

多数の市民が利用する民間建築物に対して、アスベスト含有調査を無料で実施しています。また、吹付けアスベスト等の除去等工事を行う場合、施行者にその要する費用の一部を補助しています。令和元年度（平成 31 年度）の申請件数は 8 件でした。（含有調査者派遣：7 件 除去等工事：1 件）

(7) 民間事業者指導（建築物解体現場への指導）

ア 大気汚染防止法等に基づく届出・指導

石綿を含有する吹付け材、断熱材、保温材などの改修、解体に当たって法律・条例に基づく届出を受け付け、作業方法等を指導しました。

届出件数 291 件 立入件数 63 件（H31.4～R02.3）

届出の対象外となる解体工事についても、法律・条例に基づき着工前に石綿含有建材の事前調査を実施しているか立入検査にて確認、指導しました。

立入件数 106 件（H31.4～R02.3）

イ 建設リサイクル法に基づく届出・指導

床面積が 80m²以上の解体工事について、法令に基づく届出を受け付けました。

届出件数 5,998 件（H31.4～R02.3）

ウ 建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく届出・指導

床面積が 80m²未満の解体工事について要綱に基づき、届出を受け付けました。

届出件数 1,604 件（H31.4～R02.3）

エ 建設リサイクル法、建築物の解体工事に係る指導要綱に基づく立ち入り指導

建設リサイクル法、要綱に基づき、解体工事の立ち入り指導を行いました。

立入件数 371 件（H31.4～R02.3）

オ 廃棄物処理施設への指導等

アスベスト含有建材の分析調査や、民間処分場周辺における大気環境調査等を実施しました。

建材分析 4 検体 大気環境調査 4 検体（H31.4～R02.3）

また、市内中小企業者や公共工事で発生する非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を推進するため、南本牧最終処分場での非飛散性廃棄物の受入を実施しています。

(8) アスベストの分析（本市直営による分析）

ア 本市環境科学研究所において、解体工事現場などの材質検査および周辺環境大気の調査を実施しました。

材質検査 18 検体 周辺環境大気 5 検体（H31.4～R02.3）

イ 平成 18 年度から、市内の一般大気環境中のアスベスト濃度を測定しています。令和元年度は、6 か所で年 4 回測定し、一般大気環境中のアスベスト濃度は、0.14 本/L 以下でした。

（WHO の環境保健クライテリアにおいて示されている世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度、1 本～10 本/L と比べて問題となるレベルではありませんでした。）

(9) アスベスト対策に関する広報等

- ・「広報よこはま」令和元年 7 月号や新聞折込チラシ等で「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」の実施について周知。
- ・「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく石綿含有建材の事前調査義務を発注者及び元請業者等に周知するため、建設業や解体業などの関係団体等に対してチラシ配布や説明会等を実施。
- ・令和元年度（平成 31 年度）は、神奈川県建築士会主催の「アスベスト対策講座」において、建築士の方を対象に、アスベストの基礎知識をはじめ、市の支援制度の周知や、アスベスト含有建材の解体・除去・廃棄の各段階における関係法令と責務について啓発を実施。
- ・一般社団法人横浜市工業会連合会の会員企業に市の支援制度のリーフレットの配布を実施。

2 令和2年度 横浜市のアスベストに関する主な事業

(1) 石綿健康被害者の救済給付にかかる申請・健康相談

(一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査の後続調査)

1 百万円未満 [健康福祉局保健事業課 TEL 671-3824]

市民等からの石綿健康被害の救済に関する申請書類の受付をし、石綿健康被害救済給付制度の申請窓口である独立行政法人環境再生保全機構に送付をします。また、申請に関する問い合わせや申請者本人やその家族の健康相談・他相談機関の案内等を行います。

(2) 大気環境の調査 1 百万円未満

[環境創造局環境科学研究所 TEL 453-2550]

一般大気中に含まれるアスベスト濃度を把握するため、市内6地点において、年2回(二季)測定し、市民への周知を図ります。

(3) 民間建築物吹付けアスベスト対策事業 12.5 百万円

[建築局建築防災課 TEL 671-2928]

多数の市民が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているものについて、除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を補助します。また、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるものについて、市がアスベスト含有調査を無料で実施します。

(4) アスベスト廃棄物対策の推進 1 百万円未満

[資源循環局産業廃棄物対策課 TEL 671-2513]

アスベスト廃棄物が適正に処理されるように、分析調査などを実施します。

(5) 検査等における安全対策 1 百万円未満

[消防局保安課 TEL 334-6608]

危険物施設の検査等を行う場合アスベスト粉じん等の吸入を防止し安全対策を図ります。